

徳島県告示第三百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県南部総合県民局美波庁舎において、令和五年八月八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年八月八日

徳島県知事 後藤 田 正 純

道路の種類 県道

148		番号 整理	
中部山溪轟 公園		路線名	
同	海部郡海陽町小川字請五 番一地先	区 間	
新	旧	新旧 の別	
四・三丁二八・九	四・三丁二〇・三	敷 地 の 幅 員 (メートル)	
二〇五・七	二〇五・七	延 長 (メートル)	